

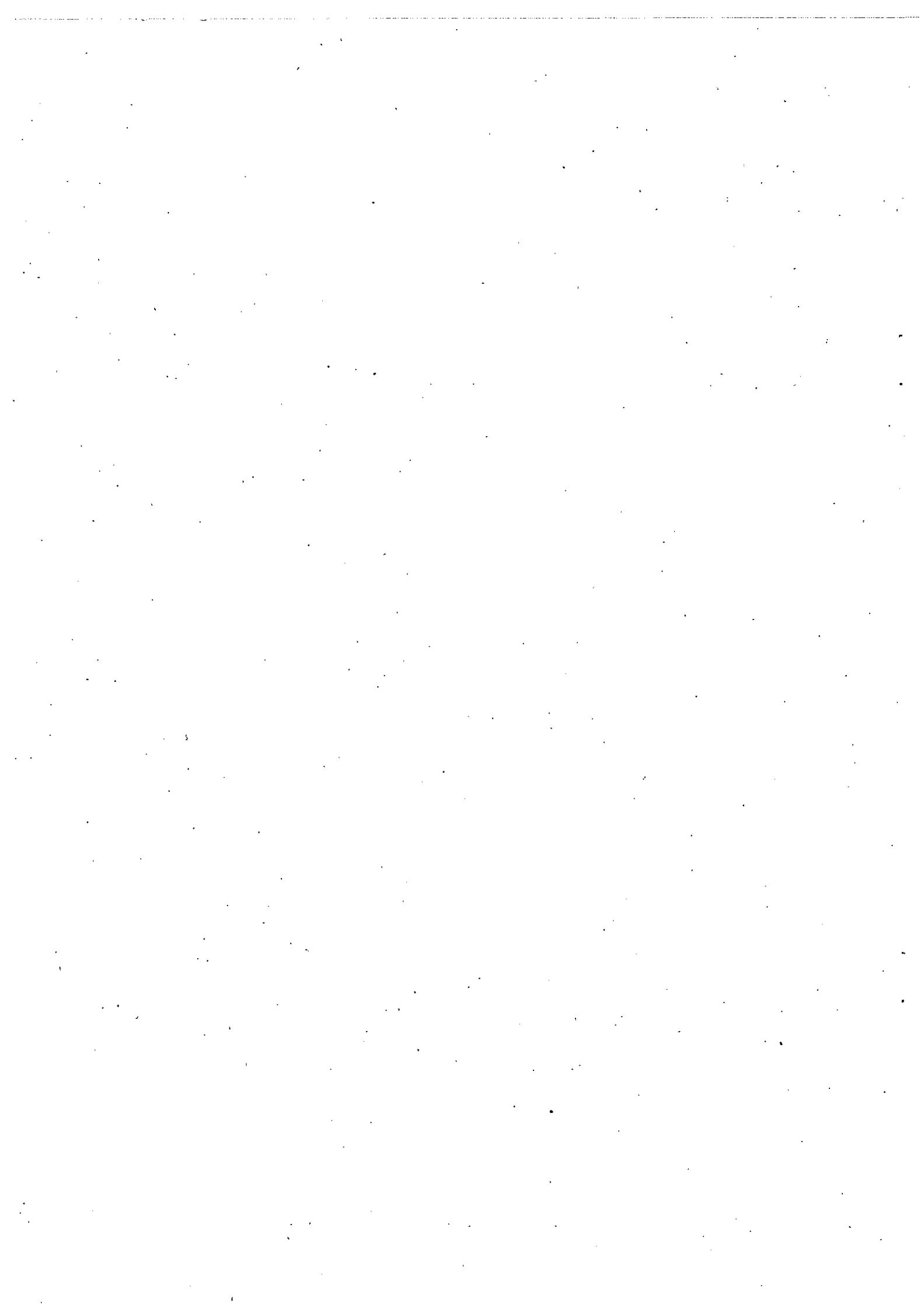
福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年5月21日)

【件名】

- 1 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(救済法)の制定及び鳥取県の対応について
(福祉保健課) ··· 1
- 2 令和元年度地域医療介護総合確保基金(介護分)の国への要望額等について
(長寿社会課) ··· 2
- 3 えんトリー(とっとり出会い系サポートセンター)及び結婚支援事業の実施状況について
(子育て応援課) ··· 4
- 4 児童相談所が受理した児童虐待通報事案に係る警察への情報提供について
(青少年・家庭課) ··· 5
- 5 とっとりSNS相談事業の実施について
(健康政策課) ··· 6
- 6 がん診療連携拠点病院の指定更新について
(健康政策課) ··· 7
- 7 鳥取県ドクターへリ運航開始1周年の状況について
(医療政策課) ··· 8
- 8 令和元年度地域医療介護総合確保基金(医療分)の国への要望額等について
(医療政策課) ··· 9
- 9 鳥取県薬物濫用対策推進計画(第2期)の策定について
(医療・保険課) ··· 10

福 祉 保 健 部



旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等 に関する法律(救済法)の制定及び鳥取県の対応について

令和元年5月21日
福祉保健課

1 救済法の概要

- (1) 対象者(旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者で救済法施行日(平成31年4月24日)に生存している者)
- ① 旧優生保護法が存在した間(※)に、優生手術を受けた者(母体保護のみを理由として受けた者を除く) ※昭和23年9月11日～平成8年9月25日
 - ② ①の期間に生殖を不能にする手術等を受けた者(母体保護、疾病の治療など、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術等を除く)
- (2) 一時金の支給
- ① 一時金: 320万円
 - ② 一時金受給権の認定: 請求(都道府県知事の経由)に基づき、厚生労働大臣が行う。
認定に必要な調査: 都道府県知事・厚生労働大臣が行う。
 - ③ 請求期限: 法の施行日から5年(請求の状況を勘案し、必要に応じて検討が加えられることが附則に規定されている。)
- (3) 国・地方公共団体の役割
- ① 一般的な支給手続きの周知: 国・地方公共団体
 - ② 相談支援その他請求に関する利便を図る: 国・都道府県
※障害者支援施設、障がい者支援団体等の協力を得るとともに、障がいの特性に十分配慮して行う。

2 県の対応

- (1) 制度の周知及び相談支援
- ・各種広報媒体を活用した広報
ホームページ、県政だより、新聞等を活用した広報及び県庁舎における県作成チラシの配架等による広報
 - ・相談・請求受付窓口の設置(県内3カ所)
福祉保健課、中・西部福祉保健局における対応
 - ・各市町村及び医療機関、福祉施設等への周知及び調査協力を依頼
文書による依頼: 3,117カ所
面談による個別の依頼: 鳥取県医師会、鳥取県聴覚障害者協会、鳥取県手をつなぐ育成会、鳥取県精神障害者家族会連合会
- (2) 県で個人を特定している者への個別の制度周知及び相談対応
- ・県で把握している被害者等(被害者の可能性があり調査中の者・物故者等を含む)は35名(5月9日現在)であり、そのうち個人を特定できている者について、個別の状況に合わせて、本人、法定代理人、家族等へ救済制度の説明を行い、一時金請求に関する意向の確認等を行っている。
<35名の状況>
生存: 14名、物故者等非該当: 12名、不明: 6名、
市町村からの個人情報未提供: 3名
- (3) その他
- ・県では、一時金支給以外の相談支援(健康に関する悩み等相談、訴訟支援等)も引き続き実施していく。

令和元年度地域医療介護総合確保基金（介護分）の国への要望額等について

令和元年5月21日
長寿社会課

- 平成26年度にスタートした消費税増税を財源とする標記基金について、令和元年度分の本県の要望規模、事業概要等を厚生労働省へ報告しました。
- 報告にあたっては、市町村や高齢者介護関係団体等に照会した要望等を介護人材確保対策協議会のご意見をいただいた上で、総額6.4億円を国へ要望しています。
- なお、最終的な基金の規模及び事業内容の決定は、国のヒアリング等を経て、国の内示（8月頃見込）以降となる予定です。

●令和元年度の国の予算額（全国）：824億円（負担割合は国2/3、地方1/3）

（・平成30年度当初予算額：724億円【施設整備 634億円、従事者確保 90億円】）

1. 令和元年度の国への要望額

⇒ **6.4億円** （平成30年度・・・要望額：1.8億円 配分額：1.8億円）

※6.4億円のうち、就職支援コーディネーターの配置等、年度当初から予算措置が必要な事業について、1.3億円を当初予算で措置済。

※認知症高齢者グループホームの整備など介護施設等の整備に関する事業3.5億円を平成30年度より増額して要望しています。

【事業区分別】

事業区分	国への要望額	(参考) 平成30年度	
		国への要望額	配分額
1 介護施設等の整備に関する事業	5.0億円	1.5億円	1.5億円
2 介護従事者の確保に関する事業	1.4億円	0.3億円	0.3億円
計	6.4億円	1.8億円	1.8億円

2. 主な要望事業の内容

区分	主な事業	基金充当額
1. 介護施設等の整備に関する事業	<p>ア. 地域密着型サービス施設等の整備への助成[342百万円]</p> <p>認知症高齢者グループホーム 8か所</p> <p>小規模多機能 2か所</p> <p>訪問看護事業所 1か所</p> <p>イ. 介護施設の開設準備経費等への支援[108百万円]</p> <p>認知症高齢者グループホーム 8か所</p> <p>小規模多機能 2か所</p> <p>訪問看護事業所 1か所</p> <p>介護医療院への転換 1か所</p> <p>ウ. 特養多床室のプライバシー保護のための改修などによる介護サービスの改善[49百万円]</p> <p>特養多床室のプライバシー改修 1か所</p> <p>介護医療院への転換整備 1か所</p>	499百万円
2. 介護従事者の確保に関する事業	<p>ア. 基盤整備[1百万円]</p> <p>介護人材確保対策協議会、事業所に対する認証評価制度の運用</p> <p>イ. 参入促進[37百万円]</p> <p>中高生夏休み介護の仕事体験、就職フェア、進路選択学生支援、介護の魅力発信の広報・イベント（介護フェア）開催支援、</p>	139百万円

	<p>就職支援コーディネーター配置によるマッチング強化、 「オールジャパンケアコンテスト」開催支援、介護の入門的研修、 介護事業所による介護の魅力発信支援、介護助手制度導入支援、 介護予防・生活支援サポーターの創出支援 等</p> <p>ウ. 資質の向上[83百万円]</p> <p>若手介護従事者向け研修会、介護専門職研修、喀痰吸引等研修、 「実務者研修」受講支援による介護福祉士国家資格取得支援、 介護支援専門員研修、新卒訪問看護士育成支援、介護職員看取り研修、 認知症初期集中支援チーム員・認知症サポート医の研修受講派遣、 かかりつけ医・歯科医師・薬剤師・看護師の認知症対応力向上研修、 生活支援員等研修、対人援助研修、市民後見人養成研修 等</p> <p>エ. 労働環境・待遇の改善[18百万円]</p> <p>介護ロボット導入支援、職場環境改善研修、I C T導入支援 等</p>	
計		638百万円

えんトリー（とっとり出会い系サポートセンター）及び結婚支援事業の実施状況について

令和元年5月21日
子育て応援課

平成27年12月に開所、平成28年3月末から本格稼働（マッチング開始）を行っている、えんトリー（とっとり出会い系サポートセンター）の活動状況等をとりまとめましたので、以下のとおり報告します。

1 平成30年度実施内容

（1）えんトリー中部拠点施設の設置（H30.4.28～）

会員数増加、中部の会員の利便性向上のため、倉吉未来中心内にえんトリー倉吉センターを設置した。

（2）えんトリーと島根県のマッチングシステムの連携（H30.12.8～）

広域的な出会い系の機会を提供するため、島根県のシステム「しまコ」（H30.10月開設）とえんトリーを連携させ、希望者に対し、県境を越えたマッチング（以下「山陰連携」という。）を実施した。

（3）えんトリー1対1マッチング事業（H28.3.29～H31.3.31）

ア 成婚報告数：86組（会員同士42組、会員と会員外44組）

イ カップル成立数：えんトリー会員同士 延べ468組

ウ 登録会員数：737人（男性488人、女性249人）

（4）期間限定若年層会費割引実施（H30.4.1～H31.3.31）

若年層の会員獲得等のため、20歳代の新規・更新会員の会費の割引キャンペーンを実施した。

ア 割引内容：新規・更新登録料を半額（通常1万円/2年間→5千円/2年間）

イ 20歳代会員数：H30.3月末98人（会員全体の13.1%）→H31.3月末107人（会員全体の14.5%）

（5）ビッグデータシステムの導入

お引合せ成立数・交際成立数等の増加を図るため、これまで蓄積したえんトリーのお引合せ情報を統計学的に分析し、ご自身にあったお相手をシステムがお勧めする「ビッグデータ」システムを導入した。

（6）婚活スキルアップセミナー開催事業

マッチング事業の事業効果を高めるとともに、県内未婚者の婚活力の底上げを目的として、えんトリー運営者への補助事業により、婚活スキルアップセミナーを実施した。

ア 実施期間：H30.6.10～H31.3.3の間に31回開催（東部15回、中部3回、西部13回）

イ 参加者数：延べ566人

ウ 研修内容：「婚活塾」（コミュニケーション、マナー、センスアップ、実践男女交流といった婚活スキルを総合的に学ぶ連続セミナー）、「カップル向けサポートセミナー」、「婚活アドバイザーによる個別相談会」等

（7）事業所間婚活コーディネーター設置事業

異業種間、事業所間の交流を仲介するコーディネーターを配置し、2～5人程度の同性グループ同士の交流会を設定することにより、既存の人間関係を超えた新たな出会いの機会を創出した。

ア エントリーグループ数：141グループ（381名）

イ 小規模交流会（1グループ対1グループ）：94回開催、504名参加

ウ 大規模交流会（多グループ対多グループ）：3回開催、158名参加

（8）みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（H30.11.1～H31.1.31）

主に若年層を対象に、ライフプラン全体にかかる正しい知識や情報の提供に加え、結婚や家庭を持つことに体する具体的なイメージを喚起するため、SNSやマスマディアを活用したメディアキャンペーン及びフォーラムを開催した。

また、高校や大学、企業等を訪問し、ライフプランセミナー、イクメンキャラバンも併せて実施した。

2 平成31年度実施予定内容（当初予算計上分）

（1）保険会社と連携した取組

えんトリーの認知度向上、会員増加、運営体制強化を図るため、保険会社と連携し、外交員によるえんトリー登録者募集、婚活イベントの共同開催、外交員の出会い系サポート登録等の取組を実施する。

（2）ライフプランセミナーの実施

高校や大学、企業等を訪問し、助産師や子育て支援団体による出産や結婚に関する知識・情報の提供、赤ちゃんとのふれあい体験を実施する。

（3）えんトリー会員等へのサポート体制の充実

希望者に対するお引合せ前の事前面談の実施、婚活アドバイザーや心理に関する資格を持ったスタッフや出会い系サポートによる個別カウンセリングの実施回数増加等により、会員へのサポートを強化する。

児童相談所が受理した児童虐待通報事案に係る警察への情報提供について

令和元年5月21日
青少年・家庭課
警察本部
(生活安全部少年課)

児童虐待防止における連携強化、適切な児童の安全確認の徹底を図るため、児童相談所で受理した児童虐待通報事案を警察本部に情報提供することについて、青少年・家庭課長と警察本部少年課長において申合せ書を締結し、平成31年4月に受理した児童虐待通報事案から運用を開始しました。

1 締結日

平成31年4月1日

2 情報提供の開始時期

平成31年4月1日児童虐待通報受理分から開始

※ 平成31年3月中に受理した児童虐待通報受理分については、本申合せ書の試行運用として提供済み。

3 情報提供の方法

県内各児童相談所（中央児童相談所、倉吉児童相談所、米子児童相談所）は、当該月に受理した児童虐待通報について、通報毎に危険度ランクを5段階に設定した「児童虐待通報受理台帳」を作成し、翌月5日までにデータベースに登録し、警察本部少年課に情報提供する。

ただし、児童虐待事案の危険度や緊急度が高いと判断される事案については、児童相談所が通報を受理した後、速やかに管轄警察署に情報提供を行う。

また、県内各警察署から児童相談所への情報提供が必要な場合は、これを隨時行う。

4 その他

（1）本締結に至った経緯

平成28年11月に、鳥取県医師会、鳥取県及び鳥取県警察による三者協定を締結し、児童虐待事案の対応に必要な情報提供、共有を図っていたが、この度、児童相談所で受理した虐待通報を警察に全件提供する等、県と県警の連携について強化するもの。

（2）児童相談所が設定する危険度ランク

児童相談所において設定するケース毎の危険度ランクについては、「子ども虐待対応手引き」（平成25年8月23日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）にある「一時保護に向けてのフローチャート」を準用して判断する。

※ 危険度ランクは、緊急一時保護実施を検討すべき事案から虐待の心配はなく支援を要しない事案の5段階に設定。

（3）これまでの情報共有の状況

平成31年3月分の児童虐待通報事案件数は26件、同年4月分の通報事案件数は45件であった。

児童相談所と県警間の連携は、データベース上の情報提供のみでなく、各児童相談所と各警察署において、担当者相互の面談、電話等による情報共有を実施して対応している。

とっとりSNS相談事業の実施について

令和元年5月21日
健 康 政 策 課

平成30年度の若年者オンラインカウンセリング実証事業の結果を踏まえ、SNS相談に一定のニーズがあつたことから、悩みや不安を気軽に相談できる環境を整備するため、SNS(LINE)を活用した相談事業を6月3日(月)から実施します。

1 事業概要

(1) 相談方法

SNS(LINE)を活用した相談

※QRコード等からLINEの相談アカウントにアクセスし、「相談したい」と書き込み、相談を開始。

複数の利用者から相談がある場合や相談時間外については自動応答で一時対応、その後対応可能になり次第、順次相談対応していく。

(2) 相談期間

6月3日(月)から年度末までの毎週月曜日(12月30日を除く)及び新学期の開始前後の期間(8/23~8/29、1/5~1/8、3/25~3/31)

(3) 相談時間

午後5時30分~午後9時30分(4時間)

(4) 対象者

概ね40歳までの方

(5) 委託先

一般社団法人Psychoro(鳥取市) ※2名の相談員で対応

2 今後のスケジュール

時期	内容
5月下旬~	○事業実施の周知 市町村、県内の教育機関、関係機関等へチラシ等の配布、新聞広告、ホームページ掲載等
6月3日~	○とっとりSNS相談事業の開始(~3月31日)
11月~1月(予定)	○「鳥取県心といのちを守る県民運動」での意見交換 アンケート結果等を踏まえ、今後の体制を検討

(参考) 平成30年度若年者オンラインカウンセリング実証事業の実施結果

実証期間	平成30年9月10日~9月30日(上記期間後、返答期間を7日間設定)
相談対応時間	午後5時から9時まで
相談体制	専門のカウンセラー3人(東京メンタルヘルス株式会社に業務委託)
相談実績	延べ125件、70人(友だち登録75人)

がん診療連携拠点病院の指定更新について

令和元年5月21日
健 康 政 策 課

全国どこでも質の高いがん医療を提供することを目的に、専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援等を行う病院として、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が「がん診療連携拠点病院」を指定しています。

この度、指定期間が平成31年3月末となっていたことから、平成31年4月以降の指定について、指定推薦書を提出していたところ、下記のとおり厚生労働大臣から指定されましたので報告します。

今回の指定更新内容

区 分	病 院 名	指定期間
※1 都道府県 がん診療連携拠点病院	鳥取大学医学部 附属病院	H31年4月～R2年3月（1年間） 〔次の必須要件をR元年度中に具備する必要がある。 ・医療安全部門の長に専任の医師を設置〕
※2 地域がん診療 連携拠点病院	東部医療圏 県立中央病院	H31年4月～R5年3月（4年間）
	中部医療圏 県立厚生病院	H31年4月～R2年3月（1年間） 〔次の必須要件をR元年度中に具備する必要がある。 ・医療安全管理者のうち薬剤師が国の指定した研修を受講〕
	西部医療圏 米子医療センター	H31年4月～R2年3月（1年間） 〔次の必須要件をR元年度中に具備する必要がある。 ・精神症状の緩和に携わる常勤の医師を配置 ・医療安全管理者のうち医師、薬剤師が国の指定した研修を受講〕

※1：都道府県がん診療連携拠点病院（都道府県に1箇所）

都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築等に関する中心的な役割を担い、地域がん診療連携拠点病院等に対するがん医療の専門的知識・技能の支援などのほか、県内がん診療に係る情報の共有・評価等を行う。

※2：地域がん診療連携拠点病院（原則としてがん医療圏に1箇所。都道府県拠点病院が整備されている医療圏を除く。）

当該がん医療圏内において、がん医療提供の中心的役割を担い、地域のがん診療に携わる医療機関との連携協力体制を構築するとともに、専門的ながん医療の提供等を行う。

東部医療圏においては、地域がん診療連携拠点病院に鳥取市立病院の指定更新、鳥取赤十字病院の新規指定を推薦したが、指定が見送られた。

（推薦したが指定が見送られた理由）

鳥取市立病院：今回から要件が厳格化された「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」で示された基準により、同一医療圏において複数の地域拠点病院を指定する場合に求められる診療実績の全ての項目を満たし切れていない。（県立中央病院も同様であるが、市立病院よりは充足項目や診療実績が多い。）

鳥取赤十字病院：新規申請であり、求められる項目を満たしていない。（緩和ケアチームの医師の研修受講等複数の項目において申請基準日時点未充足。）

鳥取県ドクターヘリ運航開始1周年の状況について

令和元年5月21日
医療政策課

鳥取県ドクターヘリが運航開始から1周年を迎えることを記念して基地病院である鳥取大学医学部附属病院の主催により、鳥取県ドクターヘリ運航開始1周年記念イベント「救急フェア」が開催されました。また、併せて運航開始後の運航状況について御報告します。

1 鳥取県ドクターヘリ運航開始1周年記念イベント「救急フェア」の開催

運航開始1周年の節目に、地域住民と交流を図りながら、安心安全を守る高度救急医療体制について理解を深めていただくことを目的として開催され、約1,300人が来場されました。

日時：令和元年5月12日（日）午前10時～午後4時まで

会場：イオンモール日吉津（屋外北駐車場、西館チューリップコート）

主催：鳥取大学医学部附属病院

共催：関西広域連合

協力：西部広域行政管理組合消防局、イオンモール日吉津

後援：鳥取県、米子市、境港市、日吉津村、県医師会、県西部医師会

<主な内容>

屋外会場：開会式典、救助訓練、ドクヘリ・ドクターカー・消防車両の展示公開

屋内会場：活動報告パネル展示、ユニフォーム試着、心肺蘇生法体験

式典出席者：鳥大附属病院病院長 原田省、副病院長 武中篤、救命救急センター長 本間正人

西部広域行政管理組合管理者 伊木隆司、副管理者 中田達彦

西部広域行政管理組合消防局長 藤山史郎、福祉保健部長 宮本則明



2 鳥取県ドクターヘリ運航状況

(1) 運航実績 (H30年3月26日からH31年3月31日まで)

平成30年3月26日の運航開始から、平成31年3月末までの出動件数は387件（出動後のキャンセル59件を含む）で、1日当たり1.13件の運航となっています。

※当初需要見込み件数：年約350件～400件

要請機関 (消防・医療機関)	出動件数 (うち出動後キャンセル)	要請件数の内訳
鳥取県	213件(52)	東部12、中部32、西部169
	34件	東部4、中部19、西部11
島根県	125件(7)	安来107、松江3、出雲1、大田1、雲南12、隠岐1
	5件	隠岐4、松江1
岡山県	4件	新見3、真庭1
	—	
広島県	5件	備北5
	—	
兵庫県	1件	美方1
	—	
合計	387件(59)	

<参考：鳥取県ドクターヘリの概要>

- ・名称（愛称）：鳥取県ドクターヘリ（KANSAI・おしどり） 機種：エアバス社 EC135
- ・基地病院（事業実施主体）：鳥取大学医学部附属病院
- ・事業主体：関西広域連合（運航会社への直接委託方式）
- ・運航会社：学校法人ヒラタ学園
- ・駐機場所：運航時間内 鳥取大学医学部附属病院内屋上ヘリポート（地上嵩上デッキ）
運航時間外 ドクターヘリ格納庫（美保飛行場隣接地内）
- ・運航時間：原則8時30分～17時15分（終了時間は季節により変動）
- ・運航範囲：鳥取県全域、兵庫県北西部、基地病院から半径70km圏内の島根県・岡山県・広島県の消防本部管内

令和元年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の国への要望額等について

令和元年5月21日
医療政策課

- 平成26年度にスタートした消費税増税を財源とする標記基金について、令和元年度分の本県の要望規模、事業概要等を厚生労働省へ報告しました。
- 報告にあたっては、県内の医療機関等に事業の要望照会を行い、地域医療対策協議会、医療審議会でご審議いただいた上で、総額12.2億円を国へ要望しています。
- なお、最終的な基金の規模及び事業内容の決定は、国のヒアリング等を経て、国の内示（8月頃見込）以降となる予定です。

【参考】令和元年度の国予算額（全国）：1,034億円（前年度より100億円の増額。）

$$\left[\begin{array}{l} \text{・総額(1,034億円)を都道府県数で割った額: } 1,034\text{億円} \div 47\text{都道府県} = 22\text{億円} \\ \text{・総額に鳥取県の人口の割合を乗じた額: } 1,034\text{億円} \times \text{約56万人} / \text{約1,28億人} = \text{約4.5億円} \end{array} \right]$$

1 令和元年度の国への要望額

⇒ 12.2億円 (平成30年度・・・要望額: 14.6億円 配分額: 11.7億円)

※12.2億円のうち、病院内保育所の運営や医療クラークの配置等、年度当初から予算措置が必要な事業について、4.9億円を当初予算で措置済。

【事業区分別】

事業区分	国への要望額	(参考) 平成30年度	
		国への要望額	配分額
1 地域医療構想の達成に向けた事業	8.6億円	11.1億円	11.1億円
2 居宅等における医療の提供に関する事業	0.1億円	0.1億円	0.1億円
3 医療従事者の確保に関する事業	3.5億円	3.4億円	0.5億円
計	12.2億円	14.6億円	11.7億円

2 主な要望事業の内容

区分	主な事業	基金充当額
1 地域医療構想の達成に向けた事業	○おしどりネットへの接続補助等 (82,108千円) ○精神科医療機関の機能強化に係る倉吉病院の増改築 (303,220千円) ○在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備 (医師会) (15,000千円) ○在宅歯科医療に係る患者と在宅歯科医療機関との調整・相談業務を担う在宅歯科医療連携室の運営 (歯科医師会) (20,000千円) 等	855,645千円
2 居宅等における医療の提供に関する事業	○訪問看護ステーションのサテライト設置 (1,800千円) ○在宅歯科診療の設備整備 (1,171千円)	3,516千円
3 医療従事者の確保に関する事業	○新人看護職員研修事業 (医療機関) (20,866千円) ○看護師等養成施設の運営 (養成施設) (71,150千円) ○医療クラーク等の配置 (医療機関、訪問看護ステーション) (63,848千円) ○産科医療従事者の確保のための手当 (分娩手当等) の支給 (医療機関) (24,913千円) ○病院内保育所の運営 (医療機関) (41,567千円) 等	355,533千円
合計		1,214,694千円

鳥取県薬物濫用対策推進計画(第2期)の策定について

令和元年5月21日
医療・保険課

本県では、薬物の乱用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「鳥取県薬物濫用対策推進計画」を平成26年3月に策定し、各関係機関が連携・協力して取り組んできました。

このたび、これまでの成果や現状を踏まえ、引き続き、薬物乱用のない社会づくりを進めるため、平成31年4月を始期とする「鳥取県薬物濫用対策推進計画(第2期)」を策定しました。

1 基本的事項

(1) 計画の位置付け

「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」第6条に定める推進計画

(2) 計画の構成

以下の3項目の目標を柱とし、それぞれのプランと各実施機関の具体策をもって構成する。

- ①県民への教育、学習及び啓発活動の推進
- ②監視、指導及び取締りの強化
- ③薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実

(3) 計画期間

5年間(2019年4月～2024年3月)

2 第2期計画での変更点等

全体的な構成は第1期計画と同様とし、各実施機関の取組内容について拡充等を行った。(下表)

区分	取組内容
①県民への教育、学習及び啓発活動の推進	<薬物乱用防止教育の充実> <ul style="list-style-type: none">・学校、大学等での薬物乱用防止教室等の開催にあたり、民間の薬物依存症回復施設と連携して、講師派遣等の支援を行う。・小・中学校、高等学校、特別支援学校の薬物乱用防止教育担当教職員、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等を対象に、「薬物乱用防止教育研修会」を開催し、教職員等の指導力の向上や効果的な防止教育の推進を図る。
②監視、指導及び取締りの強化	<医療機関等への計画的な立入検査、監視指導> <ul style="list-style-type: none">・医療機関、薬局などを対象に、麻薬・向精神薬等の適正な取扱いを周知・徹底するための研修会の開催、啓発資料の配布等を実施する。
③薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実	<相談に対する的確な対応> <ul style="list-style-type: none">・保健所、精神保健福祉センター、薬物依存症支援拠点機関、警察本部薬物110番などの相談窓口において、本人、家族等からの相談に対して生命・身体への危険性の有無等、相談の内容に応じ、医療機関の受診や薬物依存回復施設を紹介するなど適切な対応を図るとともに関係機関の連携を強化する。

3 策定までの経過

平成30年12月下旬

素案に係る各関係機関への意見照会

平成31年 2月8日

鳥取県薬物乱用対策推進本部会議(注)で素案了承

〃 2月22日～3月14日

パブリックコメントの実施

<パブリックコメントの結果>

- 応募数 1件
- 応募意見 各目標におけるプラン・具体策に係る所感・提案等
- 対応状況 計画案に記載した各実施機関の具体策に包含された内容であり、計画自体への追記等は行っていないが、寄せられた提案等を関係課で共有し、計画を推進する。

(注) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議

薬物乱用防止に関する取組を行う民間団体・支援団体(薬物乱用防止指導員協議会、保護司会、更生保護女性連盟、鳥取ダルク、鳥取県PTA協議会)の委員、学識経験者(医師会、薬剤師会、精神科病院協議会)の委員、公募委員から構成。